

イランに対する EU の新制裁措置 - 2012 年 3 月 23 日付 EU 理事会規則 267/2012 -
よくあるご質問(FAQs) - 2012 年 3 月 27 日発行

背景

2012 年 1 月 23 日に、EU 外相理事会はイラン政府による核開発の促進を助長する可能性のある取引を制限すべく更なる制裁措置を決定しました。特に EU 外相理事会は新たな制裁措置として、原油、石油製品、石油化学製品の売買及び輸送を禁止する措置を制定しています。新制裁措置はイランに関する EU 理事会決議 2012/35 に規定されました。本年 3 月 23 日に EU 外相理事会は、上記 EU 理事会決議の規定を実施し従前の EU 理事会規則 2010/961 を改定する EU 理事会規則 267/2012 を決定しました。

今回の FAQs は本年 2 月 8 日付発行の FAQs とあわせてご覧頂くものであり、以下の最新問題を扱っています。

- ・ EU 理事会規則 267/2012 の法的効力
- ・ 猶予期間の効果
- ・ クラブカバーへの影響

1. EU 理事会規則の法的効力はどういうものでしょうか？

規則は本年 3 月 24 日から実施され、EU 理事会決議 2012/35 が規則による変更を条件に効力を有することになります。また、従前の EU 理事会規則 961/2010 が廃止され、今回の規則が取って代わることになります。イラン産原油、石油製品、石油化学製品の船積み及びそれに対する保険提供に関して言えば、規則(特に Article 11-14 の規定)に規定された日付から効力を有します。

2. EU 理事会規則の Article 12 及び 14 に規定されている「猶予期間」の効果はどういうものなのでしょうか？

規則では本年 1 月 23 日以前に締結された契約の実施のための二つの「猶予期間」を再規定しています。

- ()石油化学製品については本年 5 月 1 日まで
- ()原油及び石油製品については本年 7 月 1 日まで

付随契約については、決議の規定から変更はありません。

規則で規定された新たな要求事項は、上記本年 1 月 23 日以前の契約を実行する場合、当該活動や取引について実行の 20 日以上前に EU 加盟国の関係当局に通知しなければならないとい

う規定です。当該要求は EU もしくは EU 以外の目的地へ原油、石油製品、石油化学製品を輸送する EU の船主に適用されます。但し、保険あるいは再保険の提供に対しては当該要求は適用されません。

また、第三者賠償責任保険 (Third Party Liability Insurance) 及び環境責任保険 (Environmental Liability Insurance) 並びに再保険の提供については、イラン産原油及び石油製品については本年 7 月 1 日まで、イラン産石油化学製品については本年 5 月 1 日まで適用除外とする措置が新たに規定されました。P&I 保険はこれらの適用除外措置に該当すると考えられます。これらの規定により、第三者責任及び海洋環境責任保険については、本年 1 月 23 日以降の契約に対しても保険提供が可能となりますが、保険提供が可能なのは本年 7 月 1 日(イラン産原油の及び石油製品の輸送に対する保険及び再保険)及び本年 5 月 1 日(石油化学製品)までであり、それ以降は禁止されます。なお、各クラブのルールには、不法貿易により生じた責任のてん補を除外する規定があり、例えば EU の管轄権下にある組合員が本年 1 月 23 日以降に締結された禁止対象となる売買を含む売買契約を実行する過程で生じた責任はてん補除外となりますのでご注意ください。

上記適用除外期間中に輸送を行うことを検討されている組合員は、クラブの制裁関連規定に違反することがないように適用除外期間内に貨物を揚げきり航海を終える必要がありますのでご注意ください。

3. クラブが提供する P&I カバーへの規則の影響は？

(a)取引禁止

規則の Article 12 及び 14 では、本年 1 月 23 日以前に締結された契約(もしくはその実行のために必要な付随契約)に基づくイラン産原油、石油製品、石油化学製品の輸入及び輸送については、EU 管轄下の船主によるものであっても、本年 7 月 1 日もしくは 5 月 1 日の猶予期間内までは認められています。本年 1 月 23 日以降の契約に基づく EU 管轄権下の船主による輸入及び輸送は禁止されます。

非 EU 管轄下の船主は、本年 1 月 23 日以前の契約(もしくはその付随契約)であれば、上記猶予期間内は EU 内への上記貨物の輸送を継続できるかもしれません。また、非 EU 管轄下の船主は、猶予期間後も他の制裁関係規則を条件に EU 外の目的地へ当該貨物の輸送を継続できるかもしれません。

規則に規定されている禁止事項は特定の貨物に関するものであり、その他の貨物の輸入や輸送に対する保険カバーを排除することはありません。

全ての国際 P&I グループ(以下 IG)加盟クラブが、保険契約規定の中に、制裁による保険カバーの終了規定や、てん補除外規定、あるいは不適当な行為によるてん補除外規定を設けています。

これらの規定により、制裁措置や禁止規定に反する航海を行った場合に保険カバーが消滅したりてん補が制限されたりすることがあります。船主がそのような航海を行った場合、それにより生じる責任について IG クラブのカバーはありません。

(b)保険及び再保険の提供禁止

全ての IG クラブが EU 内で設立され、EU 内に所在し、EU の管轄下にあるわけではありません。

()EU 管轄下にあるクラブの場合

上記 2 で述べたとおり、本年 5 月 1 日もしくは 7 月 1 日までは、輸送が本年 1 月 23 日以前の契約によるものか 1 月 23 日以降の契約によるものかにかかわらず、また揚地が EU 内か EU 外かにかかわらず、EU 及び非 EU の船主に対してカバーを提供することが可能です。

()非 EU 圏のクラブの場合

EU の管轄対象にならない IG クラブは、規則に規定される保険提供禁止規定の対象にはなりません。但し、()EU 内外へ禁止貨物を輸送する EU 船主の所有船や EU 籍船へのカバーや、()非 EU 船主の所有船や非 EU 籍船による EU への禁止貨物の輸送の場合、このような行為は規則違反となり、クラブの制裁によるてん補除外規定が発動することになります。さらに、輸送自体は規則違反にならない場合(すなわち、非 EU 船主の所有船や非 EU 籍船による EU 外への輸送)でも、EU 管轄下のクラブからの IG プール協定に基づく回収に影響が生じ、IG 再保険契約やその他の再保険にも影響が生じます。この点、非 EU 管轄の IG クラブを含め全クラブが、保険契約規定に、制裁措置の結果としてプールや再保険者が禁止規則の対象となる場合、てん補を制限する旨の規定を設けています。